資料５

内閣府における
ワーク・ライフ・バランスの取組

１．長時間労働の抑制に向けた取組・年次有給休暇の取得の促進に向けた取組

- **中小企業向けトップセミナー等の開催**（別添１）

  企業経営者を対象としたトップセミナー等を開催し、企業が仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的方法等の普及啓発を図るほか、経営者団体と連携した企業間ネットワークの構築などを促進する。また、地方自治体向けセミナーについても実施する。

- **地域における、「キーパーソン」育成事業**（別添２）

  自治体、経済団体、生協、農協等の各種団体において、本事業の普及啓発を促進する立場にある構成員等を対象に、研修会やワークショップを行い、男性の意識改革や個人の働き方見直しに必要な知識、スキル等を身に付け、地域・職場等において自ら研修を行うなど、広く普及啓発を行う。

- **「カエル！ジャパン」キャンペーンの推進**

  企業、団体、自治体、個人などWLBに取り組むすべての人を対象にシンボルマーク・キャッチフレーズをポータルサイトからダウンロードし、企業等のホームページ・名刺・封筒・会議資料などに用い、社会へのアピールや企業内での気運の醸成を図る。また、ポータルサイトで登録企業・団体等を紹介する。

ひとつ「働き方」を変えてみよう！
カエル！ジャパン
Change! JPN

2. 女性の継続就業の促進に向けた取組

- **子ども・子育て支援新制度のための施行準備**（別添3）

平成 24 年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度について、平成 27 年4月の本格施行に向け、内閣府の子ども・子育て会議において、制度の詳細設計について議論を行うなど、施行準備を進める。また、平成 26 年度は新制度の本格施行に先立って保育緊急確保事業を実施する。

- **公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進**（別添4）

地方公共団体に対し、①競争参加資格設定において社会性等を評価する審査項目を設定する場合、②総合評価落札方式を適用する場合でワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関連する事業を実施する際は、ワーク・ライフ・バランス等に関する項目設定を依頼する。また、地方公共団体における取組状況等を調査し、その成果を広く情報発信する。

国では、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施する際には、ワーク・ライフ・バランス等に関する評価項目を設定する。

- **「女性の活躍「見える化」」サイトの運営**（別添5）

個別企業における女性の活躍状況を投資家、就職活動中の学生等から見えるよう、上場企業等における役員・管理職の女性比率及び登用目標、男女別の勤続年数及び育休取得、残業時間等を公表している。

3. 男性の育児・家事参画の促進に向けた取組

- **「家族の日」・「家族の週間」**（別添6）

  11 月の家族の日を中心とした期間にシンポジウムや作品コンクール等を開催し、地域の子育て支援や父親の子育て参加を呼びかけ、家族や地域の大切さについて、理解促進を図る。

- **男女共同参画社会づくりに向けての全国会議の開催**

  安倍内閣において「女性の活躍は成長戦略の中核」と位置付けていることから、官民の取組が加速することを企図して、「女性と男性で輝く社会へ～紅一点じゃ、足りない。×家事場のパパヂカラ～」をテーマに、基調講演とパネルディスカッションを行う。（平成 26 年 6 月 27 日（金））

4. 仕事と介護の両立の推進に向けた取組

- **「仕事」と「介護」の両立支援ポータルサイトの運営**（別添7）

  仕事と介護の両立に関する各種制度やサービスの情報をまとめてポータルサイトで情報発信している。

5. その他の取組

- **仕事と生活の調和推進に関する調査研究**

平成25年度は、「上司の評価」と長時間労働の関係や「小さい頃の両親の意識」と女性の就業継続・男性の育児参加の関係など、働く個人の意識と企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の課題について調査を行った。

平成26年度は、企業における仕事と生活の調和推進に関する啓発のあり方について調査研究を行い、その成果を元に啓発用ツールを作成し、企業のワーク・ライフ・バランス実践に向けた取組を支援する。

- **「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」の作成**

仕事と生活の調和連携推進・評価部会における点検・評価結果を踏まえ、各主体の取組状況の報告、データによるワーク・ライフ・バランスをめぐる現状分析、数値目標の進捗度、今後の課題や重点的取組事項等を取りまとめて公表している。

- **「カエル！ジャパン」通信（メールマガジン）の発行**

主に企業の人事労務担当者を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する国の最新情報、制度解説、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリット等について企業等の理解を促すため好事例のほか、コラム、統計・調査、自治体からの報告やセミナー等イベント情報を掲載し、1か月に1回配信する。

- **広報・啓発活動**

「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成 26 年 1 月 20 日産業競争力会議決定）を受け、3月 28 日に総理大臣官邸で「輝く女性応援会議」を開催。年央以降、各地で地域における女性の活躍促進のための情報発信・意見交換の場を設けるとともに、地域における女性を応援する事業等を支援する官民連携の体制を構築する。この動きを踏まえ、5月 14 日に「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」を開催し、女性の活躍推進に実践的に取り組んでいる男性リーダーと、意見交換を実施。今後6月をめどに男性リーダーによる「行動宣言」を発信し、輝く女性の活躍が加速されることを目指す。

また、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を促進するため、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、毎年6月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」とし、期間中、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」「女性のチャレンジ賞」の表彰等を実施する。

その他、国民すべてに男女共同参画の意識を深く根付かせるため、男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」やホームページ、男女共同参画局メールマガジン、フェイスブック等による情報発信を行う。

（別添1）

仕事と生活の調和推進企業等ネットワーク構築事業

目　的

- 日本再興戦略では、「男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備」として、「長時間労働の抑制」等、「ワーク・ライフ・バランス（WLB）の更なる推進」を図ることとしている。
- 企業におけるWLBの推進には、経営者や管理職の意識改革が不可欠であり、WLBの推進が生産性向上や人材の確保・定着等につながるなど、重要な経営戦略であることについて理解促進を図るとともに、経済団体を含めた企業のネットワーク化を進め、WLB推進が自発的に行われる体制を構築する必要がある。
- 特に、今まで取組が遅れていた中小企業を中心として、より一層の取組の促進を図る。

企業等への支援

- **中小企業向けトップセミナーの開催**
  主な対象：経営者層
  主な内容：企業が仕事と生活の調和に取組むメリットや具体的方法等についての情報提供等
- **大企業向けセミナーの開催**
  主な対象：中堅管理者層
  主な内容：先進的な事例の共有等による、企業の取組の深化
- **ネットワークの構築**
  経済団体、企業のネットワーク化を図り、取組事例等の情報共有や意見交換が継続的に行われる仕組みを構築。

自治体への支援

地域の企業に対して、積極的な働きかけを行う地方自治体等の取組を支援する。

- 自治体向けセミナーの開催
  主な対象：担当者
  主な内容：地域における企業・経営者団体との連携についての事例紹介等

企業における仕事と生活の調和推進

社会における仕事と生活の調和推進

（別添2）

「男性にとっての男女共同参画」の推進

家事・育児に参画しない男性の解消に向けて

- 夫婦共働きで6歳未満の子供を持つ夫のうち、80.5％が「家事」を全く行わず、67.2％が「育児」を全く行っていない。
- 一方、男性の中でも男女が共に仕事と子育て・生活を両立し、その責任を担うことを望む者も多い。例えば男性の31.8％が育児休業制度の利用を希望しているのに対し、実際に育児休業を取得する男性は1.89％にとどまっている。
- さらに、日本経済の活性化のためには女性の活躍推進が不可欠であるが、そのためにはパートナーである男性の家事、育児等への参画が重要。
- 男性の家事・育児参画を進めるために、各地域・各分野において男性の意識改革や働き方の見直しを先導する「キーパーソン」の育成が必要である。（日本再興戦略-JAPAN is BACK-（平成25年6月閣議決定）「『イクメン』の普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する」）

＜男性の意識改革や働き方見直しを先導する「キーパーソン」育成＞

● 地域における、「キーパーソン」育成事業

対象：自治体、経済団体、生協、農協等の各種団体において、本事業の普及啓発を促進する立場にある構成員等

内容：研修会やワークショップを行い、男性の意識改革や個人の働き方見直しに必要な知識、スキル等を身に付け、地域・職場等において自ら研修を行うなど、広く普及啓発を行うための研修内容とする

※ 既存の事業については継続して実施する

・男性相談体制整備に関する研修会等

→ 国民各層における意識改革を促し、全国的な機運醸成を図る

（別添3）

「保育緊急確保事業」について

事業内容等

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

【実施主体】

市町村（特別区含む）

※特定市町村（待機児童が50名以上いる市町村）は、実施義務が課されている。

総事業費　2，307億円《国　1，043億円　地方　1，264億円》

施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等

① 小規模保育運営支援事業
② グループ型小規模保育事業
③ へき地保育事業
④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
⑤ 家庭的保育事業
⑥ 認定こども園事業（保育所型）
⑦ 認定こども園事業（幼稚園型）
⑧ 保育士等処遇改善臨時特例事業
⑨ 保育体制の強化
⑩ 認可化移行総合支援事業（運営費支援、調査費、移転費）
⑪ 民有地マッチング事業

【補助率　1／2】

※「⑧保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3／4。

地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

① 放課後児童クラブの充実
（利用意向を反映した開所時間延長への対応）
② 地域子育て支援拠点事業
③ 一時預かり事業
④ ファミリー・サポート・センター事業
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
⑥ 養育支援訪問事業
⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑧ 子育て短期支援事業
⑨ 利用者支援事業
⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【補助率　1／3】

公共調達を通じた男女共同参画・ＷＬＢの推進

（別添4）

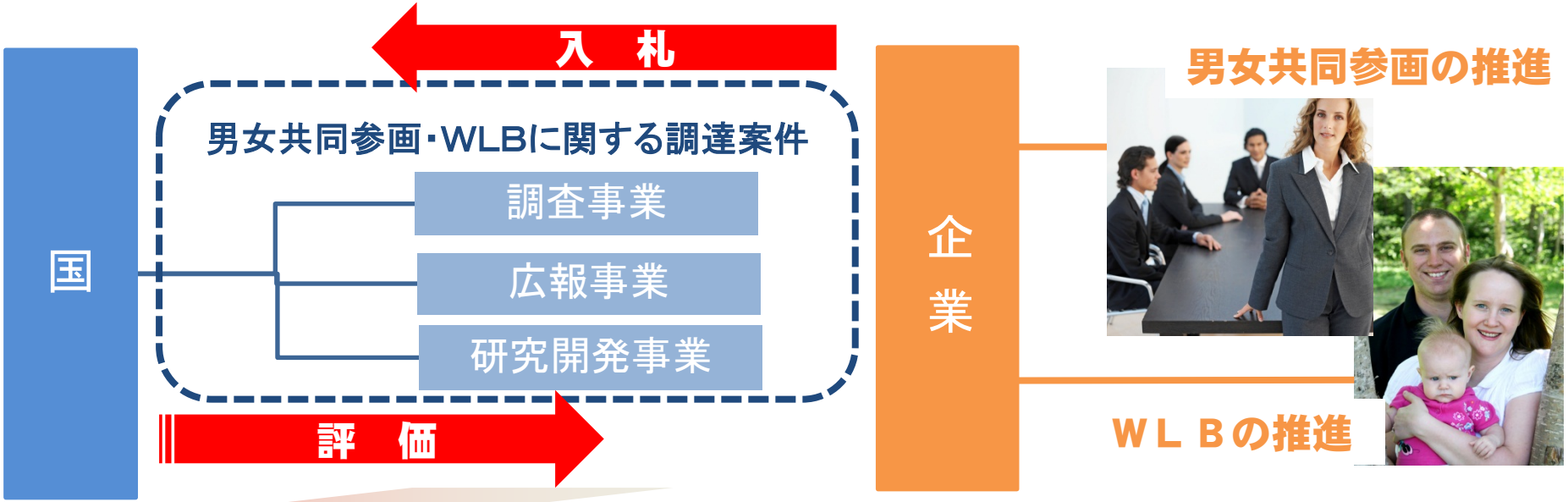

１　件数・金額

	平成24年度	平成25年度
実施府省数	３　府省	６　府省
事業数	１７　事業 ・内閣府　４　事業 ・厚労省　１１　事業 ・経産省　２　事業	２５　事業 ・内閣府　２　事業 ・総務省　１　事業 ・文科省　１　事業 ・厚労省　１７　事業 ・農水省　２　事業 ・経産省　２　事業
契約金額	約２億８，７００万円	約６億２８００万円

- 実施府省数が２倍増
- 事業数が１．５倍増
- 契約金額が２倍増

※　総合評価落札方式で男女共同参画等に関する評価項目を設定した事業

（別添5）

女性の活躍「見える化」サイトの開設（26年1月31日）

① 従業員の女性比率等
② 管理職の女性比率等
③ 役員の女性比率等
④ 女性登用の目標
⑤ 平均年齢（男女別）
⑥ 勤続年数（男女別）
⑦ 新卒者の定着率（男女別）
⑧ 産休取得者数
⑨ 育休取得者数（男性内数）
⑩ 育児休業復職率
⑪ 平均年間給与
⑫ 月平均残業時間
⑬ 年休取得率

- 個別企業のデータを内閣府HPで公表
- 統一フォーマット（一覧表）を採用
- 業種毎（33業種）にデータを整理

女性の活躍「見える化」サイト

上場企業3，552社(※)中
1，150社（32．4%）が開示
※25年4月現在

上場企業

市場評価の上昇

投資家【資本市場】

就業希望者【労働市場】

消費者【消費市場】

【女性の活躍『見える化』サイト】内閣府男女共同参画局　HP
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/mierukasite.html

（別添６）

平成26年度「家族の日」「家族の週間」

・家族の日：11月第3日曜日（平成26年11月16日）
・家族の週間：家族の日の前後各1週間（平成26年11月9日～22日）

【経緯】 新しい少子化対策（H18．6．20少子化社会対策会議決定）に基づき、生命の大切さや家族や地域の絆等について理解促進を図ることを目的に、家族の日・家族の週間が制定された。

【趣旨】 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、国、地方公共団体民間の関係団体等と連携し、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家族の役割等についての理解促進を図る。

内閣府の取組

≪行事≫
○ 「家族の日」フォーラム（地方自治体と共催）
・フォーラムやワークショップ、
・作品コンクール表彰式（大臣表彰）など
※家族の日に開催。
H25は東京都、文京区と共催（11月17日）

≪理解促進≫
○ 作品コンクール（子育てを支える家族や地域の大切さに関する「写真」、「手紙・メール」の募集と表彰）（募集期間 平成26年7月～9月）
○ 地方自治公共団体のイベントなど地域の取組に関する情報提供
○ シンボルマークの使用などによる官民連携の周知

連携

関係府省の取組

（内閣府）食育、子ども・若者育成、仕事と生活の調和、（文部科学省）子どもの生活習慣づくり、（厚生労働省）母子保健等、（法務省）犯罪・非行の無い地域づくり　など

連携

地方公共団体

「家族の日」と連携した取組や「育児の日」、「子育てフォーラム」などの取組、「家庭の日」等（44都道府県等）の行事

連携

民間の関係団体、企業等

○ 家族の大切さなどについて訴えかけるキャンペーンや啓発活動
○ 働き方の改革の取組等

内閣府

（別添7）

「仕事」と「介護」の両立 ポータルサイト

これから介護が必要になるかもしれないという不安を抱えた方や、家族の介護をすることになった方のための、仕事と介護の両立に関する各種制度やサービスの情報をまとめたポータルサイトを開設しました。

コンテンツ

- ケース別支援メニュー
- 働く人のための介護休業制度
- 介護の基礎知識
- お役立ち情報リンク集　ほか

様々なケースに応じて必要な情報へとナビゲーション

・同居している母親が脳梗塞で入院していたが、病院から、退院して通院治療に切り替えて欲しいと言われた。今後の介護はどうしたらよいだろうか。

・郷里の母親の介護が必要になった。遠隔地なので日常生活の世話をすることができない。地域の介護サービスを受けながら介護ができないか。

・遠隔地で母親が一人暮らしをしている。今は元気そうに見えるが、将来が心配だ。

・ 同居している父親の様子がおかしい。認知症ではないか。今後どのように介護していけばよいか。

・父親を自宅で介護しているが、他県に転勤することになった。転勤先でも必要な介護が受けられるだろうか。転勤先でも介護休業や介護休暇を取得できるか。

・職場の部下が介護をすることになり、どうしたらよいかと相談を受けた。どのようにアドバイスしたらよいだろうか。

バナーをご活用ください

「仕事」と「生活」の調和ポータルサイトはこちら↓
http://wwwa.cao.go.jp/wlb/ryouritsu/index.html

バナーはこちら↓
http://wwwa.cao.go.jp/wlb/ryouritsu/banner.html